

第4期障害福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本方針

第3章 平成29年度までの目標値の設定

第4章 自立支援給付等及び

地域生活支援事業の推進

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

第3期計画では、国の指針に基づき障害者の地域移行、福祉施設から一般就労への移行など、生活分野に関わる各年度のサービス等の見込みや確保策について、平成26年度に向けての数値目標を明らかにし、障害者に必要なサービスが提供されるよう努めてきました。

この間、平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の制定により、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」に改正され、障害者の範囲の拡大、それに伴う障害福祉サービスの対象者拡大や地域生活支援の事業が追加されることになりました。

これらの法改正を踏まえて、これまでの障害福祉計画の実施状況を点検し、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理し、更なるサービス基盤整備を推進するために計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づいて、“障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画”として、障害福祉サービス等に係る見込み、目標値実現のための確保策等を盛り込んでいます。

3. 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

◇計画期間

年度 計画の名称	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
障害者支援計画 (総合的な施策)	障害者計画 (旧計画)		← 障害者支援計画 →						
障害福祉計画 (サービス見込み量等)	(第3期計画)		(第4期計画)				← 第5期計画 →		

第2章 計画の基本方針

第4期障害福祉計画作成のための国の基本指針では、基本的な考え方については、第1期計画作成時から特に変更されないことが示されております。

今後も障害者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援し、地域生活及び一般就労への移行促進さらに相談支援体制の拡充を図ります。

（１）施設入所・入院から地域生活への移行の推進

グループホーム等の充実を図り、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者及び施設入所者の地域生活への移行を進めます。

（２）福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

（３）訪問系サービス等の基盤整備と地域生活支援事業の充実

地域の社会資源を活用して、訪問系サービス等の基盤整備を進めるとともに、地域活動支援センター事業をはじめとする地域生活支援事業の充実を図り、障害者の社会参加を進めます。

（４）障害者の生活を地域全体で支える体制づくり

相談支援体制の強化を図り、地域自立支援協議会を中心としたネットワークを構築し、地域全体で障害者を支えるための体制づくりを進めます。

第3章 平成29年度までの目標値の設定

1. 目標設定の見込み方（国の基本指針）

国は、平成29年度までの数値目標の設定について、以下のように示しています。

① 【福祉施設から地域生活への移行促進】

⇒ 平成25年度末の施設入所者数を4%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標設定します。

② 【精神科病院から地域生活への移行促進】

⇒ 平成29年度までに精神科病院の入院患者のうち「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の地域生活への移行を目指します。

③ 【福祉施設から一般就労への移行促進】

⇒ 平成29年度末の福祉施設利用者のうち、一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上及び就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加を目指します。

2. 平成29年度の目標値

国の基本指針に基づき、また、障害者等の自立支援に向け、地域生活移行や就労支援などの諸課題に対応するため、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者（施設入所支援利用者を含む）のうち、3人がグループホーム等の地域生活への移行を見込んでいます。

また、平成29年度までにグループホーム等での対応が困難で、真に施設入所が必要と思われる新規入所者を1人見込んでいます。

項 目	人数
第1期計画作成時点での施設入所者数（見込み）	82人
第2期計画作成時点での施設入所者数（見込み）	76人
第3期計画作成時点での施設入所者数（見込み）	77人
第4期計画作成時点での施設入所者数（A）	76人
【目標値】 地域生活移行者（B）	3人
新規の施設入所者数（C）	1人
平成29年度末の施設入所者数（D）（A－B＋C）	74人
【目標値】 削減見込（A－D）	2人

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成29年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者11人のうち、平成29年度末までに4人が退院し、地域で暮らせることを目標とします。

在宅へ移行する者は、居宅介護や日中活動サービス等の障害福祉サービスの利用が見込まれるとともに、居住の場としてグループホーム等の整備が必要となるため、その確保について事業者働きかけていきます。

項 目		人数
退院可能な精神障害者数		11 人
【目標値】 平成 29 年度末までに減少をめざす数		4 人
おもな移行先	グループホーム・ケアホーム	2 人
	一般住宅（自宅）などの在宅	2 人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、4人が平成29年度中に一般就労に移行することを目標とします。

項 目	人数
第4期計画作成時点での一般就労に移行した人数	2人
【目標値】 平成29年度中の一般就労移行者数	4人

第4章 自立支援給付等及び地域生活支援事業の推進

1. 障害福祉サービス等の見込み量

【1】訪問系サービス

※ 在宅で身体介護や家事援助などの支援を受けるサービスです。

①サービスの概要

居 宅 介 護	ホームヘルパーが自宅に訪問して、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護を要する人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行 動 援 護	行動上著しい困難を有する人が行動するとき、自傷、異食、徘徊等の危険を回避するための援護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
同 行 援 護	視覚障害により、移動に著しく困難な障害者に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護を行います。

②過去の実績と見込み量

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護の5つのサービスを提供します。過去の利用状況を踏まえるとともに、地域生活へ移行される分の利用を勘案して見込んでいます。また、障害の特性にあったサービスが提供されるよう事業者働きかけていきます。

(単位：時間分)

サービス名 \ 年度	実 績			見 込 み 量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
居 宅 介 護						
重 度 訪 問 介 護	3 1 3	2 4 3	2 8 2	3 2 4	3 2 4	3 2 4
行 動 援 護	(34 人)	(30 人)	(35 人)	(40 人)	(40 人)	(40 人)
重度障害者等包括支援						
同 行 援 護						

※実績は、24年度は平成25年3月分、25年度は平成26年3月分、26年度は平成27年3月分推計。

※単位「時間分」とは、「1ヵ月の平均利用人数」×「平均利用時間数」

※各年度数値の下段（ ）内の人数は、実利用（見込み）者数

【2】日中活動系サービス

※ 施設入所支援等の居住系サービス利用者と在宅で暮らす障害者が、入所施設や通所施設等で昼間に創作的な活動や訓練等を行うサービスです。

①サービスの概要

生 活 介 護	常に介護を要する人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短 期 入 所	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療 養 介 護	常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害のある人に、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害または精神障害がある人に、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の維持・向上に必要な訓練等を行います。
就 労 移 行 支 援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることで、就労が可能な人に、事業者と雇用契約に基づく就労機会を提供します。
就労継続支援（B型）	年齢や体力の面から就労が困難な人、50歳に達している人、企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人に、就労の機会や生産活動を提供します。
児 童 発 達 支 援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

②過去の実績と見込み量

昼は日中活動のサービス、夜は施設入所支援や共同生活援助等の居住系サービスを提供しています。入所施設の日中活動である生活介護や、就労移行支援や就労継続支援B型の利用者が増加するものと思われます。

(単位：人日分)

サービス名	実 績			見 込 み 量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
生 活 介 護	1,973 (97 人)	2,083 (100 人)	2,277 (110 人)	2,504 (121 人)	2,753 (133 人)	3,022 (146 人)
短期入所(福祉型)	70 (5 人)	16 (3 人)	10 (3 人)	10 (3 人)	10 (3 人)	10 (3 人)
短期入所(医療型)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	7 (1 人)	7 (1 人)	7 (1 人)
療 養 介 護	11	12	11	13	13	13
自立訓練(機能訓練)	0 (0 人)	0 (0 人)	23 (1 人)	23 (1 人)	13 (1 人)	13 (1 人)
自立訓練(生活訓練)	189 (12 人)	141 (8 人)	163 (10 人)	195 (12 人)	228 (14 人)	260 (16 人)
就 労 移 行 支 援	50 (3 人)	104 (5 人)	142 (7 人)	182 (9 人)	223 (11 人)	263 (13 人)
就労継続支援(A型)	159 (7 人)	246 (11 人)	301 (14 人)	365 (17 人)	430 (20 人)	494 (23 人)
就労継続支援(B型)	1,149 (59 人)	1,263 (67 人)	1,417 (75 人)	1,568 (83 人)	1,719 (91 人)	1,871 (99 人)
児 童 発 達 支 援	82 (5 人)	70 (3 人)	82 (5 人)	147 (9 人)	213 (13 人)	278 (17 人)
放課後等デイサービス	437 (28 人)	457 (29 人)	457 (29 人)	521 (33 人)	584 (37 人)	616 (39 人)

※実績は、24年度は平成25年3月分、25年度は平成26年3月分、26年度は平成27年3月分推計。

※単位「人日分」とは、「1ヵ月の平均利用人数」×「平均利用日数」。療養介護のみ「人分」。

※各項目数値の下段()内の人数は、実利用(見込み)者数

【3】居住系サービス

※ 入所施設等で夜間の居住を支援するサービスです。

①サービスの概要

共同生活援助 (グループホーム)	障害者で日中活動系サービスを利用している人、または介護を必要とし、就労している人に、夜間や休日等の共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人、施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②過去の実績と見込み量

知的障害者や精神障害者が、施設入所から地域生活への移行が促進されと考えられるため、グループホーム利用者の増加が見込まれると思われます。

(単位：人分)

サービス名 \ 年度	実 績			見 込 み 量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
共同生活援助(グループホーム)	35	35	38	41	44	47
施設入所支援	72	75	76	76	75	74

※実績は、24年度は平成25年3月分、25年度は平成26年3月分、26年度は平成27年3月分推計。

※単位「人分」とは、1ヵ月の実利用人数

【4】その他のサービス

①サービス利用計画作成（相談支援）

サービス利用者に対して、利用計画書の作成支援等を行います。また、地域生活へ移行するための活動に関する相談支援や、常時の連携体制を確保して緊急の事態等における相談支援を行います。

（単位：人分）

サービス名	実 績			見 込 み 量		
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画 相 談 支 援	4	1 8	1 7 8	2 1 3	2 4 8	2 8 3
地 域 移 行 支 援	0	0	0	1	1	1
地 域 定 着 支 援	0	1	0	1	1	1
障 害 児 相 談 支 援	0	1 7	3 1	3 5	4 3	5 1

※実績は、24 年度は平成 25 年 3 月分、25 年度は平成 26 年 3 月分、26 年度は平成 27 年 3 月分推計。

②自立支援医療費（更生医療・育成医療）の給付

自立支援医療費として更生医療・育成医療・精神通院医療の3つが公費で負担されますが、現在では更生医療の他に、平成 25 年 4 月 1 日から育成医療の給付も実施しています。

③補装具費の支給

補装具交付及び修理の支給決定について、相談等適切な対応に努めます。

④療養介護医療費の給付

療養介護を利用する人に対して、当該サービスに係る医療に要した費用を療養介護医療費として給付しています。

2. 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、介護給付費・訓練等給付費の障害福祉サービス等の自立支援給付とともに、障害者が地域で安心して暮らせるように、地域の特性や利用者の状況に応じて自主的かつ柔軟に提供できるよう実施します。

【1】相談支援事業

※ 障害者とその保護者・介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のための支援などを行います。

①サービスの概要

障害者相談支援事業 (一般相談)	障害者の福祉サービスの利用援助（情報提供・相談）等を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業の公平・中立性を確保しながら、困難事例への対応、地域の関係機関によるネットワークづくり、地域の社会資源活用を検討等を行います。
市町村相談支援機能強化事業	専門的な相談支援を必要とする困難ケースへの対応等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約の一般住宅へ入居を希望している障害者等で、保証人がいない等の理由により入居困難な方に、入居契約手続き支援、緊急時の相談支援・連絡調整、生活上の課題に対する支援等を行います。
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない障害のある人で、判断能力が十分でないことなどから、市が後見開始等の審判の請求を必要と認める人、または助成なしでは制度の利用が困難な人に対し、申立て経費の助成を行います。

②過去の実績と見込み量

市では、弘前市に所在する指定相談支援事業者（5カ所）と、山郷館サポートセンターくろいし（山郷館総合支援センター内）」に委託し、相談支援体制の強化を図っています。

地域自立支援協議会では、関係機関・関係団体等とのネットワーク強化とともに、地域の社会資源を活かし、障害者への総合的かつ一体的な支援に取り組んでいきます。

事業名等	年度	実績（26年度は見込み）			見込み量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業		6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
地域自立支援協議会		無	無	無	有	有	有
特別相談支援事業 （市町村相談支援機能強化事業）		有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		有	有	有	有	有	有

※ 障害者相談支援事業については実施箇所数、その他の事業については事業実施の有無を表記。

【2】意思疎通支援事業

※ 障害により意思疎通を図ることに支障のある人に手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

①サービスの概要

手話通訳者派遣事業	手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を窓口配置し、市役所庁内での対応や派遣のコーディネート、情報収集等の業務を行います。

②過去の実績と見込み量

手話通訳者・要約筆記者の派遣については、これまでの利用状況を踏まえて利用量を見込んでおり、提供体制は確保できるものと思われます。手話通訳者設置事業については、手話通訳者（非常勤嘱託員）を障害福祉担当課の窓口配置しており、今後も継続実施します。

（単位：人）

事業名	年度	実績（26年度は見込み）			見込み量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣事業（実利用者数）		11	12	13	13	13	13
手話通訳者派遣事業（実利用件数）		82	53	53	55	55	55
要約筆記者派遣事業（実利用者数）		0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業（実設置人数）		1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業（実利用件数）		265	266	266	270	270	270

【3】日常生活用具給付等事業

※ 重度障害者等に自立生活支援用具等を給付し、日常生活の便宜を図ります。

①用具の種類

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等で、障害者の身体介護を支援する用具や障害のある子どもが訓練に使用するイス等の用具です。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等で、障害者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具です。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人体温計等で、障害者の在宅療養を支援する用具です。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭等で、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具です。
排泄管理支援用具	紙おむつやストマ用装具等で、障害者の排泄管理を支援する衛生用品です。
住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)	障害者の居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修が伴う場合に、その費用を支給します。

②過去の実績と見込み量

これまでの利用状況を踏まえて利用量を見込みました。

(単位：件)

年度 用具の種類	実績 (26年度は見込み)			見込み量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	5	3	6	6	7	8
自立生活支援用具	5	2	5	6	7	8
在宅療養等支援用具	12	8	15	15	16	17
情報・意思疎通支援用具	2	4	2	2	3	4
排泄管理支援用具	966	890	976	980	990	1,000
住宅改修費	2	1	2	2	2	2
計	992	908	1,006	1,011	1,025	1,039

※件数は、年間の延べ給付等件数。

【4】移動支援事業

※ 障害があり、屋外への移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動等での外出を支援します。

①サービスの概要

個 別 移 動 支 援	個々に支援が必要な場合にマンツーマンで支援を行います。
グ ル ー プ 移 動 支 援	複数の障害のある人への同時支援を行います。屋外において、同一の目的地・同一のイベント等に複数の人数で同時に参加するときの支援を行います。
車 両 輸 送 型 移 動 支 援	日中活動サービスの利用やその他の必要な外出時において、車両送迎による支援を行います。 ・ 日中活動サービス送迎 ・ 福祉タクシー、福祉有償輸送

②過去の実績と見込み量

これまでの利用状況を踏まえて利用量を見込みました。個別移動支援によるイベント参加、買い物、金融機関等での外出先での利用や日中活動サービスへの車での送迎に伴う利用増が見込まれ、サービス提供体制を確保します。

項目 \ 年度	実績（26年度は見込み）			見 込 み 量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	13人	13人	16人	18人	20人	20人
延べ利用時間数	578 時間	603 時間	741 時間	828 時間	920 時間	920 時間

【5】手話奉仕員養成研修事業

※ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常生活を行うために必要な手話表現技術を習得し、聴覚障害者等の支援者となれるよう奉仕員を養成します。

①事業の概要

手話奉仕員養成事業	聴覚障害者等の交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
-----------	---

②過去の実績と見込み量

事業名等	実績（26年度は見込み）			見込み量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成事業	無	有	有	有	有	有

※事業実施の有無を表記

【6】地域活動支援センター事業

※ 障害者が通所しながら、創作的活動、生産活動の機会提供等、地域の実情に応じた支援を行います。

①事業の概要

地域活動支援センター	基 礎 的 事 業	創作的活動、生産活動の機会を提供します。
	機 能 強 化 事 業	基礎的事業のほかに、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型の類型に応じて、次のことを行います。
	Ⅰ 型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進の普及啓発等を行います。
	Ⅱ 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等を行います。
	Ⅲ 型	運営年数と利用者数が一定以上の小規模作業所を支援する事業です。

②過去の実績と見込み量

市では、弘前市の指定相談支援事業者の3事業者と「山郷館サポートセンターくろいし」にⅠ型、「山郷館キャンパス」にⅡ型、「あおぞら作業所」にⅢ型を委託し、計6か所で計画的に実施してきました。

これからも障害者の便宜を図り、基盤整備に努めていきます。

事業名		実績（26年度は見込み）			見 込 み 量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
Ⅰ型 （本市分）	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	実利用者数	28人	28人	30人	30人	30人	30人
Ⅰ型 （他市町村分）	実施箇所数	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所
	実利用者数	7人	9人	9人	9人	9人	9人
Ⅱ型 （本市分）	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	実利用者数	10人	8人	19人	19人	19人	19人
Ⅲ型 （本市分）	実施箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	実利用者数	8人	8人	8人	8人	8人	8人

【7】その他の事業（任意事業）

※ 【1】～【6】の必須事業のほかに、自立した日常生活または社会生活を営むために必要なものとして、市町村の判断により実施する事業です。

①事業の概要

福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情により、居宅で生活することが困難な障害者を、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、地域生活の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な重度の身体障害のある人を訪問し、入浴サービスを行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人及び施設において更生訓練を受けている人などに更生訓練費を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、職親に預け、生活指導・技能訓練等を行います。
生活支援事業	精神障害者及びその家族等の団体に対し、社会復帰に関する活動への情報提供等、ボランティア活動の支援を行います。

日 中 一 時 支 援 事 業		日中において看護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等に対し、日中の場の提供、見守り、社会適応訓練等を行います。
生 活 サ ポ ー ト 事 業		介護給付費の支給決定を受けていない人で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたすおそれのある人に、ヘルパーを派遣し、生活支援・家事援助を行います。
社 会 参 加 促 進 事 業	スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	障害者団体等が行うスポーツ・レクリエーション教室、大会等へ支援を行います。
	芸術・文化講座開催等事業	障害者団体等が行う芸術・文化講座、芸能大会等へ支援を行います。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者に、広報の内容をテープに録音し、配布します。
	自動車運転免許取得費助成事業	障害者で就労のため免許を取得しようとする人に、自動車運転免許取得費を助成します。
	身体障害者自動車改造費助成事業	身体障害者手帳所持者で自ら所有し、運転する自動車の改造が必要な人に、自動車改造費用を助成します。

②過去の実績と見込み

これまでの利用状況等を踏まえて利用量を見込みました。

また、その他のサービスについても、内容等の周知に努めるとともに、基盤整備を図ります。

事業名		年度	実績（26年度は見込み）			見 込 み 量		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福祉ホーム事業	実施箇所数		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
訪問入浴サービス事業	実利用者数		1人	1人	2人	2人	2人	2人
更生訓練費給付事業	実利用者数		0人	0人	0人	1人	1人	1人
知的障害者職親委託制度	実利用者数		0人	0人	0人	1人	1人	1人
生 活 支 援 事 業								
	ボランティア活動支援事業	実施箇所数	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
日中一時支援事業	実利用者数		26人	23人	23人	23人	23人	23人
	延べ利用回数		1,692回	803回	803回	803回	803回	803回
生活サポート事業	実利用者数		0人	0人	0人	1人	1人	1人
	延べ利用回数		0回	0回	0回	60回	60回	60回

社会参加促進事業（各実施件数）							
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件
芸術・文化講座開催等事業	0件	0件	0件	1件	1件	1件	1件
点字・声の広報等発行事業	24件	24件	24件	24件	24件	24件	24件
自動車運転免許取得費助成事業	1	1件	1件	1件	1件	1件	1件
身体障害者自動車改造費助成事業	0件	0件	1件	1件	1件	1件	1件

③ 災害に対する市の単独事業

視聴覚障害児（者）情報連絡事業	身体障害者手帳視覚障害1級所持者又は聴覚障害2級所持者に対し、災害などがあった場合、TEL、FAX、携帯電話（メール）などで情報を提供します。
災害時要援護者登録制度	障害者や一人暮らしの高齢者等が、災害時などに地域の中で支援を受け、安心して暮らすことができるよう、制度の整備と適正な運用に努めます。